

第 12 期事業計画

[権利処理]

- ①実演権利者より委任を受けた一任型の許諾及び分配に関する業務について、芸団協（公益社団法人日本芸能実演家団体協議会）並びに、aRma（一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構）に復委任をするとともに、権利処理を適正に行う。
- ②実演権利者より委任を受けた非一任型の許諾及び分配に関する業務について、映像作品の部分利用や対象実演家の写真・肖像の使用等について権利処理を適正に行う。
- ③受領・徴収した使用料等の適切な分配を、本年 6 月と 11 月に行う。
- ④映像作品の部分利用等について、より迅速かつ円滑に権利処理を行うため、申請受付や許諾回答など「利用者—PRE—委託者」間における相互伝達を全て PREX 上で行うことを目指す。それに伴い、放送局の PREX 導入並びに、委託者へも PREX の利用を促進する。
- ⑤徴収及び分配業務の安全かつ確実な実施のために、システムの機能を向上させる。
- ⑥実演権利者の権利処理を適切に行うため、委任登録票及び委任者リストを取得・管理し、データの厳正な整備・管理を行い、事務局内における委任情報の管理については安全管理措置を講じ、情報保護に努める。
- ⑦芸団協、aRma 及び社員団体等の他、音事協（一般社団法人日本音楽事業者協会）、音制連（一般社団法人日本音楽制作者連盟）、MPN（一般社団法人演奏家権利処理合同機構 MPN）など、各関係団体等と協力の上、必要な委任情報を共有し、情報の整備及び適切な管理を行う。

[知的財産権普及活動]

- ①セミナーを開催し、実演家の権利と、放送や新しいメディアによる利用などに関する知識を広める。
- ②実演家を取り巻く権利の問題や、放送や配信等における話題を中心に、普及啓蒙活動を行うため、「季刊 PRE」を発行し、その誌面の充実を図る。
- ③放送番組等の利用促進のために、権利処理を円滑にすべく、パンフレットの作成・配布、ホームページの充実を図ること等で本機構の事業内容を周知し委任受託の拡大に努める。

[その他]

- ①芸団協及び aRma の運営に参加の上事業の協力をを行い、さらに音事協、音制連、MPN など、各関係団体等との協力関係を維持する。
- ②セミナーや「季刊 PRE」の巻頭インタビュー、また、「季刊 PRE」とホームページに掲載している「事務所探訪」などを通じて、本機構と委託者との連携の強化を図る。
- ③本機構の運営基盤を確かなものとするため、賛助会員入会の勧誘活動を行う。
- ④より円滑に本機構の運営を進めるため、規程類や運営体制・業務体制の再確認及び、見直しを行う。
- ⑤事務局職員の業務能力向上、情報セキュリティに関する知識の取得、及び実演に関する教養を深めるため、セミナーや演劇鑑賞等の研修を行う。

以上